

(改正案)

皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱

(制定) 平成13年4月9日平成13・03・28財製第1号
(改正) 平成14年3月28日平成14・03・25財製第6号
(改正) 平成16年3月31日平成16・03・22財製第5号
(改正) 平成17年3月3日平成17・03・03財製第3号
(改正) 平成18年3月31日平成18・02・28財製第3号
(改正) 平成19年3月30日平成19・03・30財製第160号
(改正) 平成20年3月31日平成20・03・21財製第12号
(改正) 平成21年3月31日平成21・03・12財製第1号
(改正) 平成22年3月31日平成22・03・25財製第1号
(改正) 平成23年3月31日平成23・03・14財製第11号
(改正) 平成24年4月5日平成24・03・06財製第4号
(改正) 平成27年4月24日20150423財製第1号
(改正) 平成28年4月6日20160324財製第1号
(改正) 令和2年●月●日20200●●●財製第●号

(通則)

第1条 皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、皮革産業関係民間団体等及び地方公共団体（以下「補助事業者」という。）が行う次条に掲げる事業に対して、経費の一部を補助することにより、我が国中小皮革産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(交付の対象、補助率及び下限額)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、皮革産業関係民間団体等が行う別表1に掲げる事業又は地方公共団体が行う別表2に掲げる事業（以下「補助事業」という）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の下限額は別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に大臣が定める書類を添え、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令（第21条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第21条第3項の規定に基づく承認について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に通知する。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3により申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、申請事業の経費の区分ごとに配分された各配分額の10パーセント以内の流用（人件費への流用を除く。）増減を除く。

(2) 補助事業の内容のうち、それぞれの別表に定めるものを変更しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 地方公共団体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大

臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、大臣は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第40条第3項に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に

準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の規定にかかわらず報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 大臣は、第10条第1項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 大臣は、補助事業者及び団体が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権その他これらに類する技術に関する権利（以下「産業財産権等」という。）を取得した場合には、速やかにその旨を様式第11により大臣に届け出なければならない。
 - 5 前項に規定する産業財産権等の譲渡又は実施権（再実施権を含む。以下同じ。）の設定をしようとする場合には、様式第12により大臣の承認を受けなければならない。
 - 6 前条第4項の規定は、第3項及び前項の承認をする場合において準用する。

(収益納付)

- 第22条 補助事業者は、補助事業終了後一定期間内に、補助事業に基づく収益があったときは、当該会計年度終了後30日以内に、様式第13による収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項に基づく報告は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間とする。
 - 3 大臣は、前項の報告に基づき、補助事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができる。

4 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の納付)

第25条 大臣は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第14により速やかに大臣に報告しなければならない。

3 大臣は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第 1

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）交付申請書

皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱（平成 13・03・28 財製第 1 号。以下「交付要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

また、経費の配分は、別添 1 の実行計画書のとおりです。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の効果
4. 補助事業に要する経費の額 円
5. 補助対象経費の額 円
6. 補助金交付申請額 円
7. 補助事業の開始及び完了予定日
8. 申請者の役員等名簿（別添 2）

注 1 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別添1

実行計画書

1. 事業内容
2. 事業日程
3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額の算出基礎

(単位：円)

区分及び 費目	補助事業 に要する 経費	補助対象 経費	算出基礎		補助金 の額	備考
			補助事業 に要する 経費	補助対 象経費		
合計						

4. 補助事業に要する経費の調達方法

自己資金	円
補助金交付申請額	円
計	円

別添2

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケン シツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウキ イロ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注）

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

補助事業者（法人にあっては名称及び代表者の氏名） あて

経済産業大臣名

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金
（事業名）交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金（事業名）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金（事業名）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. （補助事業者名）は、「適正化法」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」及び「皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱（平成13年4月9日付け平成13・03・28財製第1号。以下「交付要綱」という。）」の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - （1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - （2）適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則。
 - （3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - （4）当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - （5）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. （補助事業者）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
 - （1）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - （2）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等
8. （補助事業者名）は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、大臣に報告

し、その指示に従わなければならない。

様式第3

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業の（内容、
経費の配分）を下記のとおり変更したいので、皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対
策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき計画変更の承認を申請します。

記

1. 計画変更の内容と理由（詳細に記入すること）
2. 計画変更後の経費の配分及び算出基礎

（単位：円）

経費の 区 分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金の額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

（注）備考欄に算出基礎を記入すること。

3. 計画変更が補助事業に及ぼす影響

（注）中止又は廃止の場合には、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

様式第 4

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業に係る事故
について、皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第 13 条の
規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事故の内容及び原因
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第5

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業に係る実施
状況については、皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第1
4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

様式第6

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業を完了した
ので、皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第15条第1項
の規定に基づき下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 補助事業内容
2. 事業日程
3. 補助事業の効果（具体的かつ詳細に記載のこと）
4. 補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

費 目	金 額
自己資金	
補 助 金	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総 括 表

(単位：円)

区分及び 費目	補助事業に 要した経費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後 計画額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 費目別の決算内訳書

費 目	実 績 内 容

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第20条第3項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

様式第7

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）精算払（概算払）請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金の精算払（概
算払）金額を下記のとおり請求します。

記

金 円 也
取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び名義

注. 概算払の場合は、概算払を必要とする理由を記載する。

様式第 8

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 16 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第9

取得財産等管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

様式第10

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）に係る産業財産権等に関する届出書

上記補助事業に関して、下記のとおり産業財産権等を取得したので、皮革産業振興対策事業費補助
金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第 2 1 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 種 類（番号及び産業財産権等の種類）
2. 内 容

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）に係る産業財産権等に関する承認申請書

上記補助事業に関して、下記のとおり産業財産権等の譲渡（実施権の設定、再実施権の設定）をしたいので、皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第21条第5項の規定に基づき申請します。

記

1. 相手方（氏名又は商号、代表者の氏名、住所又は本店所在地）
2. 技術の種類、契約の概要
3. 契約期間（始期及び終期）
4. 条件（対価、支払方法等）
5. その他

番 号
年 月 日

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）収益状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業に関し、令和
年度に収益がありましたので、令和 年度収益状況について、皮革産業振興対策事業費補助
金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第 22 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告し
ます。

記

1 収益実績報告

(単位：円)

事業名	補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度までの 補助事業に係 る支出額	基 準 納付額	前年度までの 補助事業に係 る国への累積 納付額	本年度 納付額

2 企業化状況報告（別紙）

(注 1) 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額をいう。

(注 2) 「控除額」とは、「本年度までの補助事業に係る支出額」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額を収益納付期間（5 年）で除した額をいう。

(注 3) 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出されたすべての経費をいう。

(注 4) 「基準納付額」とは、「補助事業に係る本年度収益額」から「控除額」を差し引いた額に、

「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額で除した額をいう。

(注5) 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金の合計額をいう。

(注6) 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

(注7) その他、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

(注8) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(別紙)

企業化状況報告

1 補助事業名

2 補助期間

3 企業化（事業化）の状況

4 発売時期及び事業名（あるいは製品名）と販売価格、販売数、販売期間

発売時期	事業名 (あるいは製品名)	販売価格	販売数	販売期間

5 企業化(事業化)で収益をあげるまでの課題と解決のための日程

経済産業大臣 名 あて

住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

令和 年度皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費
補助金（事業名）における海外付加価値税還付報告書

皮革産業振興対策事業費補助金・地方皮革産業振興対策事業費補助金交付要綱第 2 5 条第 2 項の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 1 6 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

別表 1

補助金名：皮革産業振興対策事業費補助金

補助対象経費の区分	補助対象経費の内訳	補助率	下限額
第 1. 皮革産業国際化等推進事業			交付 1 件あたりの補助金額が 200 万円以上の事業であること。
1. 内外情報調査収集等事業 (注 1)	(1) 研究員手当 (2) アルバイト賃金 (3) 会議費 (4) 会場借料 (5) 会議資料作成費 (6) 国内旅費 (7) 海外旅費 (8) 車両借上費 (9) 通訳雇費 (10) 資料購入費 (11) 翻訳料 (12) 雑費 (13) 原稿料 (14) 報告書作成費 (15) サーバー借料 (16) ホームページ開設運営費 (17) 普及資料作成費 (18) 通信運搬費	2/3 以内	
2. 国際産業調査交流派遣事業 (注 1)	(1) 会議費 (2) 会場借料 (3) 会議資料作成費 (4) 国内旅費 (5) 海外旅費 (6) 車両借上費 (7) 通訳雇費 (8) 意見交換会費 (9) 資料収集費 (10) 雑費 (11) 翻訳料 (12) 報告書作成費		

補助対象経費の区分	補助対象経費の内訳	補助率	下限額
第2. 皮革産業高付加価値化事業			交付1件あたりの補助金額が200万円以上の事業であること。
1. 皮革産業連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員謝金 (2) 委員旅費 (3) 会議費 (4) 会場借料 (5) 会議資料作成費 (6) 研究員手当 (7) 専門家謝金 (8) アルバイト賃金 (9) 国内旅費 (10) 製品試作費 (11) サーバー借料 (12) ホームページ開設運営費 (13) 借室料 (14) 装飾費 (15) 普及費 (16) 通信運搬費 (17) アンケート調査票印刷費 (18) 集計・分析費 (19) 報告書作成費 	2/3以内	
2. 皮革製品デザイン促進事業 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会議費 (2) 会場借料 (3) 会議資料作成費 (4) 募集要項作成費 (5) 審査員謝金 (6) 国内旅費 (7) 海外旅費 (8) 製品試作費 (9) 展示会場借料及び損料 (10) 装飾費 (11) 普及費 (12) 通信運搬費 (13) 通訳雇費 (14) アルバイト賃金 (15) アンケート調査票印刷費 (16) 集計・分析費 		

補助対象経費の区分	補助対象経費の内訳	補助率	下限額
	(17) 報告書作成費 (18) 企画費 (19) 翻訳料		
3. 皮革産業人材育成事業 (注1, 3)	(1) 会議費 (2) 講師謝金 (3) 講師旅費 (4) 募集要項作成費 (5) 会場借料 (6) 教材作成費 (7) 消耗品費 (8) 国内派遣旅費 (9) 海外派遣旅費 (10) 国内旅費 (11) 国内受講費 (12) 海外受講費 (13) アルバイト賃金 (14) 報告書作成費 (15) 普及費 (16) 通信運搬費 (17) 集計・分析費 (18) 通訳雇費		
4. 皮革製品認知度適正化事業	(1) 委員謝金 (2) 委員旅費 (3) 会議費 (4) 会議資料作成費 (5) 会場借料 (6) 研究員手当 (7) 国内旅費 (8) 装飾費 (9) 普及費 (10) サーバー借料 (11) ホームページ開設運営費 (12) アルバイト賃金 (13) アンケート調査票印刷費 (14) 集計・分析費 (15) 企画費		

補助対象経費の区分	補助対象経費の内訳	補助率	下限額
第3. 製革業環境保全対策事業			交付1件あたりの補助金額が200万円以上の事業であること。
1. 環境対応革開発実用化事業	(1) 原料費 (2) 薬品費 (3) 器材費 (4) 研究員手当 (5) アルバイト賃金 (6) 研究調査等旅費 (7) 会場借上費 (8) 会議資料作成費 (9) 会議費 (10) 通信運搬費 (11) 普及費 (12) サーバー借料 (13) ホームページ開設運営費 (14) 事務用品費 (15) 報告書作成費 (16) 海外旅費 (17) 車両借上費 (18) 通訳雇費 (19) 資料収集費 (20) 雑費 (21) 翻訳料 (22) 分析・調査費 (23) 工事費 (24) 専門家謝金 (25) 受講費	定額 (10/10相当)	
2. 非クロム実用化試験実証事業	(1) 原料費 (2) 加工費 (3) 試験依頼費 (4) 研究員手当 (5) 研究調査等旅費 (6) 委員旅費 (7) 委員謝金 (8) 会場借上費		

補助対象経費の区分	補助対象経費の内訳	補助率	下限額
	(9) 会議資料作成費 (10) 会議費 (11) 通信運搬費 (12) 展示会場借料及び損料 (13) 製品試作費 (14) 装飾費 (15) 普及費 (16) 国内旅費 (17) 報告書作成費		

(注1) 別表1に掲げる事業の内容変更について、大臣の承認を必要とするものは、次のとおりとする。

- (1) 内外情報調査収集等事業及び国際産業調査交流派遣事業
派遣先の変更
- (2) 皮革製品デザイン促進事業
 - ①参加を明示した展示会、見本市、コンクール及びコンテスト先の変更
 - ②開催する展示会、見本市、コンクール及びコンテストにおける趣旨の変更
- (3) 皮革産業人材育成事業
 - ①派遣先及び派遣又は開催する講座の変更
 - ②研修会場の変更（工場等現地研修のため又は臨時の場合を除く。）
 - ③研修内容の変更

(注2) 旅費の算出は、補助事業者の旅費規程により行うものとし、規程が無い場合について「国家公務員等の旅費に関する法律」により行うものとする。

(注3) 皮革産業人材育成事業で研修員派遣を実施する場合には、派遣研修員の氏名及び経歴を添付すること。

別表 2

補助金名：地方皮革産業振興対策事業費補助金

補助対象経費の区分	補助対象経費の内訳	補助率	備 考
第 1. 地方皮革産業需要開 拓事業 (注 1)	(1) 会議費 (2) 会場借料 (3) 会議資料作成費 (4) 募集要項作成費 (5) 審査員謝金 (6) 国内旅費 (7) 海外旅費 (8) 製品試作費 (9) 展示会場借料及び損料 (10) 装飾費 (11) 普及費 (12) 通信運搬費 (13) 通訳雇費 (14) アルバイト賃金 (15) アンケート調査票印刷費 (16) 集計・分析費 (17) 報告書作成費	1 / 2 以内	交付 1 件あたりの 補助金額が 1 0 0 万円以上の事業で あること。
第 2. 皮革産業技術者研 修等事業 (注 1, 2)	(1) 講師謝金 (2) 講師旅費 (3) 機械賃借料 (4) 印刷製本費 (5) 教材費 (6) 消耗品費 (7) 国内派遣旅費 (8) 海外派遣旅費 (9) 国内受講費 (10) 海外受講費 (11) アルバイト賃金 (12) 報告書作成費	1 / 2 以内	

補助対象経費の区分	補助対象経費の内訳	補助率	備考
第3. 零細皮革産業技術指導事業 (注3)	(1) 指導謝金 (2) 指導旅費 (3) 指導雑費 (4) 指導処理費 (5) 会議費 (6) 会議資料作成費 (7) 会場借上費 (8) 報告書作成費	1 / 2 以内	

(注1) 別表2に掲げる事業の内容変更について、大臣の承認を必要とするものは、次のとおりとする。

- (1) 地方皮革産業需要開拓事業
 - ①参加を明示した展示会、見本市、コンクール及びコンテスト先の変更
 - ②開催する展示会、見本市、コンクール及びコンテストにおける趣旨の変更
- (2) 皮革産業技術者研修等事業
 - ①派遣先及び派遣又は開催する講座の変更
 - ②研修会場の変更（工場等現地研修のため又は臨時の場合を除く。）
 - ③研修内容の変更

(注2) 皮革産業技術者研修等事業で研修員派遣を実施する場合には、派遣研修員の氏名及び経歴を添付すること。

(注3) 零細皮革産業技術指導事業の(4)指導処理費とは、指導の際に生じた相談案件を処理するために要する費用（分析に係る原皮・薬品・ガラス器具類等及び処理に直接係る文献等）とする。